

賛同者の皆様

ホームレス自立支援法延長を求める院内集会 開催のご案内

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
理事長 奥田 知志

皆さまの、平素からのご支援ご協力に感謝申し上げます。またこのたびは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法延長についての要望書」にご賛同くださり、誠にありがとうございました。

さて、2002年に成立いたしました、路上生活を強いられている人々に対する日本初の法律「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」が、2017年8月6日に失効期限を迎えます。私たちは、この法律が消滅してしまうことに危惧を覚えております。

減少傾向にあるとはいえ、2016年1月の調査において全国で6,235人のホームレス数が確認されております。ホームレス自立支援法は、ホームレス対策の理念（目的、方向性、国等の責務）を掲げたうえで、ホームレス実態の全国調査実施とそれをふまえたアクションプログラム（国の基本方針、自治体の実施計画）の策定について定めており、ホームレス対策事業を実施するための羅針盤となっております。

「調査（事業対象の可視化）→計画→事業実施→調査（効果検証）」というサイクルで、ホームレス対策事業を全国的に推進し、着実に政策効果を上げてきたことが、この法律の存在意義なのです。厳しい経済状況下、もしも、現状において「ホームレス自立支援法」が失効期限を迎え消滅するならば、その影響は計り知れません。

私たちは、ホームレス自立支援法の延長を切に要望いたします。厳しい現状に置かれている路上の人々のいのちに対して、国が責任ある立場であり続けることを願っております。

つきましては、下記のとおり院内集会を開催することとなりました。ご多用中とは存じますが、ぜひお集まりくださいますようお願い申し上げます。皆様のお力を頂戴して法律の延長を果たし、ホームレス自立支援を推進して参りたいと存じます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

記

- ◆ 日時 2017年4月5日（水） 12:00～15:00
- ◆ 会場 参議院議員会館 1階 講堂（東京都千代田区永田町 2-1-1）
- ◆ プログラム（予定）
 1. 挨拶
 2. 基調報告（大阪市立大学 水内俊雄教授、大分大学 垣田裕介准教授）
 3. 厚生労働省からの報告
 4. 賛同者からの意見（賛同国会議員より、賛同団体より、当事者より）

※ 会場の議員会館へ入館するためには、「通行証」が必要となります。ご参加いただける際は、通行証のご用意のため、恐れ入りますが別紙のとおり3月30日までにご氏名・ご連絡先などを、下記のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

主催・お問い合わせ先 特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

TEL/FAX093-651-7557 E-mail : postmaster@homeless-net.org